

日本協同組合学会会則

第1条 本会は日本協同組合学会という。

第2条 本会は協同組合に関する研究を行うことを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 年1回以上大会を開き、会員の研究発表およびシンポジウム等を行う。
2. 必要に応じて研究会又は講演会を開催する。
3. 機関誌「協同組合研究」を発行する。
4. 学会賞を授与する。
5. 随時論文集、パンフレット類を刊行する。
6. 必要に応じ協同組合の重要問題について調査研究を行い、これを発表する。
7. 会員名簿を作成する。
8. その他本会の目的を達成するための事業。

第4条 本会は必要に応じて地方支部を設けることができる。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 本会の目的に賛同するものを以て会員とし、会員は会費を納入するものとする。

会員は次の3種類とする。

- (1) 普通会员（個人）
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員（団体）

新たに入会しようとするものは会長に申し出て、その承認を受けることを要する。

会員は、あらかじめ会長に申し出て、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

会員は、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき

(2) 死亡又は会員である団体が消滅したとき

(3) 会費を3年以上滞納したとき

第7条 本会の会員は機関誌の配布を受け、本会の研究活動に参加する。

第8条 本会に会長、副会長3名以内、理事36名以内及び監事2名の役員を置く。

1. 理事及び監事は、役員選出細則に基づき総会において選出する。
2. 会長及び副会長は、役員選出細則に基づき理事会において互選する。
3. 役員任期は、2ヵ年とする。役員重任については、役員選出細則において規定する。

第9条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条 通常総会は毎年1回開催し、事業報告・事業計画、決算・予算等重要事項を議決する。

ただし、賛助会員は議決権を持たない。

第11条 理事会は常任理事若干名を互選し、常任理事は企画、編集、総務等の会務を担当する。

会務処理を円滑に行うため、幹事若干名を置くことができる。幹事は会長が委嘱する。

第12条 本会の出版物刊行のため、編集委員会を置く。編集委員会は、編集担当常任理事及び会長が委嘱する編集委員若干名により構成する。

第13条 本会の事務所を東京都新宿区市谷船河原町11番地一般社団法人日本協同組合連携機構（JCA）内に置く。

第14条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

付則 本会則は1981年4月4日より施行する。

1982年10月10日改正

1986年9月27日改正

1991年10月19日改正

1992年11月7日改正

1994年10月15日改正

1995年10月14日改正

2001年10月6日改正

2004年10月16日改正

2007年10月13日改正

2008年9月27日改正

2009年9月12日改正

2011年10月15日改正

2012年9月29日改正

2016年10月8日改正

2017年5月19日改正

2018年5月12日改正

[地方支部細則]

1. 地方支部は、北海道、東北、関東甲信越、東京、東海北陸、近畿、中四国、九州・沖縄を区域として設けることができる。
2. 地方支部の組織・運営は、当該地方ブロックの理事が担当し、若干名の地方ブロック運営委員を置くことができる。

付則 この規程は1992年11月7日より施行する。

1995年10月14日改正

1998年10月3日改正